

# 行政経営会議 事案書

開催日：令和7年11月21日（金）

担当課：消防本部 予防課

件 名：大和市火災予防条例の一部改正について

提出理由：大和市火災予防条例の一部改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため

## 内 容：

### 1. 背景

- ・令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁は大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書を公表した。
- ・当該報告書において、市町村の区域全域でしか発令できなかつた従前の火災警報に加えて、新たに対象区域を指定可能な林野火災注意報などを運用することにより、林野火災予防の実効性を高めることができると示された。
- ・これを踏まえ、令和7年8月29日に消防組織法第37条の規定に基づく助言として「林野火災の予防及び消火活動について（以下、消防庁通知という）」が発出されるとともに、火災予防条例（例）の一部が改正され、市町村長は、林野火災注意報を発令できること、火災警報を林野火災の予防を目的として発した時には火の使用制限の対象区域を指定できること（林野火災警報）などが規定された。

### 2. 改正理由

- ・本市には泉の森（約42ha）などの林地が点在しており、火災が発生し延焼した場合、本市の消防力のみでは対応できなくなることが考えられる。
- ・このことから、消防庁通知及び火災予防条例（例）に基づき、市内全域を対象とする既存の火災警報に加えて、対象区域を指定可能な林野火災注意報・警報を発令できるように大和市火災予防条例の一部改正を行い、林野火災予防の実効性を高めることができると必要である。

## 3. 主な改正内容

### （1）林野火災注意報

- ・市長は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発し、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる規定を追加する。

### （2）林野火災警報

- ・市長は林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象区域を指定することができる規定を追加する。

※林野火災警報は、消防法第22条の火災警報に該当し、同法に罰則が規定されている。

※林野火災注意報と林野火災警報の発令指標については、大和市火災警報規則に規定し、消防庁通知で示された基準と同様の指標とする。

### （3）火災警報などの発令中の火の使用制限

- ・屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除する。

### （4）火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

- ・火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為について、消防長は、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる規定を追加する。

## 4. その他

- ・今回の条例改正に合わせて、令和7年11月中旬公布の総務省消防庁の省令等の改正に基づき、対象火器設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加する。

## 経 過

- S36.11 火災予防条例（例）公布  
S37.4 大和市火災予防条例公布  
R7.8 火災予防条例（例）の一部改正公布  
(R8.1.1 施行)

## 今後の予定

- R7.12 意見公募手続  
R8.2 議案提出  
R8.3 改正条例公布・施行